

第五十二号議案

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

訴えの提起について
左記のとおり訴えを提起する。

記

一 訴訟の相手方

被告 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金の借受人 甲

江戸川区三世代同居住宅資金貸付金の連帯債務者 乙

甲の連帯保証人 丙

二 訴えの内容

甲及び乙は、平成十五年二月二十日付けで福祉部すこやか熟年課において、甲及び乙とその家族が居住する住宅の増改築資金として江戸川区三世代同居住宅資金貸付金の借入れの申込みを行い、同年三月十二日付けで六百五十万円の貸付けを受けた。

甲及び乙は、分割返済を約したが、平成十六年四月三十日付け納期限の第七回返済分以降について、平成二十一年五月二十九日に当該償還金の一部を支払ったのを最後に、それ以後の支払いを怠り、以後、再三の督促にかかわらず、償還金を支払うことがなかった。

また、甲の連帯保証人である丙は、再三の督促にかかわらず、償還金を支払うことがなかった。

甲、乙及び丙は、返済の意思を示さないことから、江戸川区は甲、乙及び丙

に對し、借用証書で定める六箇月以上元利金の返済をしなかつたときに該當するとして、平成二十二年五月十一日付けで償還期限の利益を喪失させる旨の通知を行つた。その後、甲は、平成二十二年五月十四日に當該償還金の一部を、平成二十二年十月二十六日に當該償還金の延滞金の一部を支払つたが、すべての償還金を支払うことがなかつた。

これにより、江戸川区は甲、乙及び丙に對し、未納額すべての元金六百二十七万四千九百六円及びその利息並びに延滞金の支払いを求める訴えを提起する。

三 訴訟遂行の方針

本訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることが出来るものとする。

（説明）

訴えを提起する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。